

平成 29 年度 登 録 規 程

(日本卓球協会登録規程より抜粋：平成 27 年 4 月 1 日施行)

(総則)

第 1 条 公益財団法人日本卓球協会(以下本会という)定款第 40 条により加盟団体を通じた登録規程を定める。なお、外国籍選手の登録は別に定める。

(加盟団体)

第 2 条 本会の登録窓口となる加盟団体とは、本会定款第 34 条第 1 号に規定する卓球競技団体をいう。

(登録会員)

第 3 条 登録会員とは、各都道府県加盟団体に所属し、本会規定の事業に参加する者で、下記の二つの区分とする。

(1) 選手登録

(2) 役員登録(但し、役員登録のみでは選手活動は出来ない)

2 原則として同一人の選手登録は一つのチームに限る。

3 本会に登録する際の氏名と性別は住民票記載事項に準ずる。

(登録会員の種別及び登録料等)

第 4 条 登録会員の種別及び登録料等は、下記のとおりとする。

登録料(なお、登録料は岩手県卓球協会への登録料)

○ 選手

第 1 種(一般)	(年令を制限しない一般及び次の第 2・第 3・第 4・第 5) (第 6・第 7 種に所属しない選手)	3,500 円	
第 2 種(日学連)	(日本学生卓球連盟に所属する選手)	3,500 円	
第 3 種(高体連)	(全国高等学校体育連盟卓球専門部に所属する選手)	2,000 円	1,200 円
第 4 種(中学生)	(中学生の選手)	1,500 円	1,000 円
第 5 種(小学生)	(小学生以下の選手)	1,500 円	1,000 円
第 6 種(教職員)	(全国教職員卓球連盟に所属する選手)	3,500 円	
第 7 種(日本リーグ)	(日本卓球リーグ実業団連盟に所属する選手)	3,500 円	

○ 役員

第 8 種 ①(役員)	<u>(加盟団体の役員、顧問、部長、監督、コーチ)</u> <u>(アドバイザー等)</u>	3,500 円	
②(教職員)	(全国教職員卓球連盟に所属する役員)	3,500 円	

(複数の登録)

第 5 条 勤務先においてチーム編成ができない場合に限り、勤務先名で登録をし、チーム戦出場のため勤務先以外の一つのチームに二重に登録することができる。但し、同一都道府県内に限る。

2 中学生(第 4 種)及び小学生(第 5 種)は所属学校以外に同一都道府県内の一つのチームに二重に登録することができる。

3 役員は同一都道府県内に限らず、第 7 条に則り複数登録することができる。

4 役員と選手はそれぞれ兼ねて登録することができる。

(会員の権利)

第6条 第4条第1項に規定された登録会員は、それぞれの資格を満たせば、本会及び加盟団体が行う全ての競技会並びに検定会、研修会等に参加することができる。

(登録地)

第7条 本会に登録する者は、各都道府県加盟団体の地域内に居住地、勤務先、学籍地のいずれかがある都道府県を登録地とする。

2 海外に居住または勤務を有する者で、前項に該当しない者は、原則として本籍地より登録することができる。

3 居住地と勤務先が2つの地域にまたがるときは、自己の意思によってそのいずれかの都道府県加盟団体に所属しなければならない。

4 居住地とは住民登録がなされている所を指し、勤務先とは雇用者と雇用契約を締結した上で、週7日のうち4日以上勤務する所を指す。学籍地とは、在学している学校の所在地をいう。

(登録料の納入)

第8条 登録料は各都道府県加盟団体に納入するものとする。

2 納入後、選手登録者には本会指定のゼッケンを、役員登録者には役員章を渡すものとする。

3 第5条の複数登録者は、登録数分の登録料を納入しなければならない。

4 一旦納入された登録料は原則として返金しない。

(登録期間)

第9条 登録期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(登録手続)

第10条 本会に登録する会員は、各都道府県加盟団体を通じて登録しなければならない。

2 登録会員は都道府県加盟団体に本会加盟登録申請書に必要事項を記入または入力し、各都道府県加盟団体の規定する登録料（岩手県卓球協会の登録料）を添えて申請する。

(登録変更)

第11条 登録者が、転居、転勤、転校、結婚及び離婚、その他特別な事由で登録チームを変更することができる。

2 登録の変更は、申請人が新たに登録する都道府県加盟団体に加盟登録変更申請書を提出する。提出を受けた都道府県加盟団体は、旧登録地に報告した後、本会へ登録変更手続きを行う。この場合本会に対する登録料は不要とし、新たに登録する都道府県加盟団体へ所属会費（登録料）は都道府県団体の定めるところによる。

3 省略

○ 参考事項

1. 役員章（監督・コーチ）を着用しなければならない大会は下記のとおり

なお、対応する全日本大会でも同様となるので注意のこと。

● カデット関係

・ 全国中学選抜大会県予選会

● 高体連関係

① 岩手県高校総合体育大会

● ホープス関係

・ 全国ホープス団体県予選会

● レディース関係

・ 全国レディース県予選会

- ②岩手県高校新人卓球大会
- 社会人関係
- ③東北高校選抜大会県予選会
- ・全日本クラブ県予選会
- ④全国高校選抜大会（個人戦の部）県予選会

2. 登録手続方法

◆ 選手登録の場合

- (1) 選手登録の場合は、指定の「日卓協加盟登録申請書」と「県卓協登録申請書（選手用）」を必ず「セット」にし、必要事項を記入のうえ申込先まで「郵送」で申込み下さい。
- (2) 「加盟登録申請書」は3枚複写で、提出は、①、②の2枚です。
(3枚目の③は登録者控)
- (3) 登録料の納入は原則として銀行振込（現金書留可）をお願いします。
- (4) 銀行振込の場合の振込人名義は必ず「登録団体名」をお願いします。
注意：個人名では振り込まないこと。

◆ 役員登録の場合

- (1) 指定の「日卓協加盟登録申請書」と「県卓協登録申請書（役員用）」に必要事項を記入のうえ申込先まで「郵送」で申込み下さい。
- (2) 登録料の納入は原則として銀行振込（現金書留可）をお願いします。

◆ 留意事項

- (1) 選手登録と役員登録（監督・コーチ）両方申請する場合は、それぞれ3,500円、合計7,000円必要となります。
- (2) 役員登録（監督・コーチ）を複数のチームで行う場合もその都度3,500円が必要となります。

3. 申込先

〒020-0021 盛岡市中央通3-15-29-203号
岩手県卓球協会 宛 TEL 019-622-9831

4. 振込銀行

●盛岡信用金庫 大通支店 普通 No.0116809
岩手県卓球協会 口座

平成30年度から会員登録方法が変わります（お知らせ）

（公財）日本卓球協会 事務連絡書面より抜粋 平成29年3月17日付

1. 変更概要

平成30年度から本協会への会員登録申請方法が、オンラインシステム「公益財団法人日本卓球協会 会員登録システム」による登録手続きのみとなります。

登録申請の流れはこれまでと同様、登録希望者が住んでいるところ（居住地）か勤めているところ（勤務地）もしくは、通っている学校（所在地）のある都道府県卓球協会を通じて本協会へ登録となります。

2. 登録申請の流れ、概要（オンラインシステム）

【日本卓球協会】

↑

【都道府県卓球協会（連盟）】

↑

【地区・支部協会（連盟）】 ← ・岩手県卓球協会では運用しない

↑

【チーム】

・メールアドレスの設定

（所属区分選択）

・チームの情報の登録

（選手・役員の会員情報）

・選手、役員の会員情報の登録

（8桁のチームコード使用）

・登録料の支払（納付書・コンビニ）

（岩手卓協の登録料金）

3. 29年度の登録方法

平成29年度の登録手続きは、従来通りの方法で行います。

4. 「テスト稼働」について

（1）平成30年度からの会員登録システム導入に伴い「テスト稼働」を平成29年度に行います。

（2）スケジュール

① 29年3月中旬

日本協会WEBサイトに「30年度からの会員登録方法に伴う29年度のテスト稼働の概要」を掲載

*岩手県卓球協会では4月3日～初期設定（各種設定）を行います。

② 29年5月上旬

岩手卓協より各登録チーム宛て、平成28年度データ移行時に必要なパスワード等の情報の入った各チーム別の案内文書を送付します。

③ 29年6月1日～ テスト稼働開始（予定）

日本協会WEBサイトにこの「会員登録システム」のURLを掲出します。
チーム向け操作ガイドがダウンロード出来るようになります。

④ 29年10月末

「テスト稼働」終了。

*本期間の登録データは平成30年度にそのまま引き継がれます。